第5章 食料產業局

第1節 食料産業政策

食料産業施策の総合的企画

食料産業局は、「食」や「食を生み出す農山漁村 の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、農 山漁村の資源を活用した新しい産業を創出・育成を するとともに、食や環境を通じて生産者と消費者の 絆を強めるための施策を行う組織である。

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会

卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギー の使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3 年法律第48号)、食品等の流通の合理化及び取引の 適正化に関する法律(平成3年法律第59号)、容器包 装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法 律(平成7年法律第112号)、食品循環資源の再生利 用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号) 及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活 動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の規 定により審議会の権限に属させられた事項を処理す ることを目的とする食料産業部会が、食料・農業・ 農村政策審議会の下に設置されている。

(開催状況)

平成30年5月14日 ・食品産業戦略会議の取りま とめについて 他

- 平成30年9月10日 ・食品循環資源の再生利用等 の促進に関する基本方針 の策定等について
 - ·第 10 次中央卸売市場整備 計画の変更について 他

- 平成30年10月4日 ・卸売市場に関する基本方針 の策定について
 - 食品等の流通の合理化に関 する基本方針の策定につ いて他

(所属委員等)

(委員)

近藤

◎伊藤 雅俊 大橋 弘 味の素(株)代表取締役 取締役会長 東京大学公共政策大学院経済学研

究科 教授

加藤 百合子

一海

(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役 (公社)日本農業法人協会 副会長

佐藤 ゆきえ 宏平 高島

農業生産法人(有)まるせい果樹園 オイシックス・ラ・大地(株)代表

取締役社長

中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究

科 教授

松尾 直人

(株)ラルズ 常務取締役

安部 修仁

(一社)日本フードサービス協会

網野 裕美

法生

大都魚類(株) 代表取締役社長

内田 隆

江口

京都青果合同(株) 代表取締役社長 (一社)日本スーパーマーケット協

会 専務理事

工藤 操 (一財)消費科学センター 消費生

活アドバイザー

栗田 美和子 (株)クリタエイムデリカ 代表取

締役

高岡 美佳

立教大学経営学部教授

難波 友子

レッドライスカンパニー(株)代

表取締役

波多江 淳治 宮島 香澄

九州農産物通商(株)執行役員

日本テレビ放送網(株)報道局経 済部解説委員

村井 利彰

(株)ニチレイ 取締役

森山 透

三菱食品(株) 代表取締役社長

注 ◎:部会長

(平成31年3月31日現在)

6次產業化·地產地消 第2節 の推進

6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した 農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林 水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地 消法)」(平成22年法律第67号)に基づき、農山漁村 における6次産業化を推進するため、各種施策を講

じた。

(1) 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定

六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者等が行う農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画(総合化事業計画)を、124 件認定した。

(2) 食料産業・6次産業化交付金

都道府県段階に6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者が多様な業種の事業者とネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等に対して支援を行った。

また、市町村の6次産業化等戦略に沿って、新しい商品の開発等を進める地域ぐるみの取組を支援した。 (予算額 1,678百万円)

(3) 6次産業化サポート事業

都道府県及び中央に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援体制を整備するとともに、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供等の支援を行った。

(予算額 753 百万円)

(4) 産業連携ネットワークの取組

異業種の連携による6次産業化を推進するため、 農林漁業や二次産業、三次産業、行政やシンクタン クなど、農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な 企業・団体・個人が参加する産業連携ネットワーク を通じて、連携を促進する施策や取組等の情報提供 を行った。

(5) 農林漁業成長産業化ファンド

平成 25 年 2 月に(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の開業に併せてスタートした農林漁業成長産業化ファンドについて、サブファンド数は平成30 年度末をもって 43 となった。

また、平成30年度は6次産業化事業体へ9件の出資決定が行われ、同年度末の出資決定件数は135件となった。

2 地産地消の推進

直売所を中心とした地域の農林水産物の販売等の 取組を一層推進するとともに、学校給食や企業の社 員食堂における地場産物の活用の促進を図るため、 次の取組を行った。

(1) 地産地消推進のための取組

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工の ための施設・機械の整備のほか、新商品開発や販路 開拓等に対する支援を行った。

(予算額 食料産業・6次産業化交付金

1,678 百万円の内数)

(2) 学校等施設給食における地場産物の利用拡 大のための取組

学校・病院等施設給食の食材として、地場産物を 安定的に生産、供給するために行う推進会議の開催、 関係者の相互理解を図るための研修会、ほ場見学、 新しい献立・加工品の開発・導入等の取組に対する 支援を行った。

(予算額 食料産業・6次産業化交付金

1,678 百万円の内数)

また、学校給食等への地場産食材の安定供給をは じめとした地産地消の取組を推進するためのコーディネーターの育成・派遣等を支援した。

(予算額 地域の食の絆強化推進運動事業

8 百万円)

(3) 地産地消等優良活動表彰の実施

地産地消及び国産農林水産物の消費拡大の取組を 一層促進するため、「地産地消等優良活動表彰」を 実施し、全国各地で、それぞれの立地条件を活かし た創意工夫のある地産地消及び国産農林水産物の消 費拡大の優れた取組・活動を選定し、「平成30年度 地産地消等推進全国フォーラム」にて表彰した。

3 国産農林水産物の消費拡大

(1) 国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動の推進

平成20年10月、「生産」「流通」「消費」のそれぞれの現場で問題意識を認識・共有し、消費者・企業・団体・行政など、全ての国民が一体となって国産農林水産物の消費拡大を具体的に推し進める「フード・アクション・ニッポン」を立ち上げた。

平成 28 年から大手流通等企業が審査委員となって審査する方式に改めた「フード・アクション・ニッポン アワード」については、平成 30 年度は 1,125 産品の応募があり、各地域資源の特性を活かした地域産品の魅力を全国の消費者にアピールした。また「フード・アクション・ニッポン」のロゴマークの店舗や商品への活用等を推進した。

これらの取組の結果、フード・アクション・ニッポンの趣旨に賛同し具体的な取組を進める企業・団

体等(推進パートナー)は平成30年度末で10,667社 と着実に増加している。

(2) 全国的な消費拡大のためのイベントの実施

生産者と消費者の結びつきを強化し、日本の農林 水産業・食品産業、農山漁村がもつ素晴らしい価値 を発信するため、我が国の農業や農林水産物、食文 化等について学べる「ジャパンハーヴェスト」(東京 ・丸の内)を開催した。

また、全国の農林漁業に関わる高校生が、日本の「食」や「食材」、「食文化」の素晴らしさ・奥深さを理解し、地域の食材を創意工夫して調理した料理の日本一を決める「ご当地!絶品うまいもん甲子園」(東京)を開催した。

更に、全国の食と農林漁業に関わる大学生団体による、日頃取り組んでいる活動のプレゼンテーションコンテストである「食と農林漁業大学生アワード」を開催した。

(予算額 食の魅力発掘による消費拡大のための 国民運動推進事業 224 百万円の内数)

第3節 農林水産物等の輸出促 進対策

1 農林水産物等の輸出の概況

少子高齢化等により、日本国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にある一方、海外にはアジア諸国等を中心とした富裕層の増加、人口増加によって、 今後さらに伸びていくと考えられる有望なマーケットが広がっている。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、 世界の経済成長を取り込むべく、農林水産物・食品 の輸出拡大に取り組むことが重要である。

我が国の平成 30 年の農林水産物・食品の輸出額 は、9,068 億円となり、6年連続で過去最高を更新 1た

農林水産物・食品の輸出拡大を政府全体で進めていくため、平成28年5月に、「農林水産業の輸出力強化戦略」が策定され、(農林水産業・地域の活力創造本部決定)本戦略の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるため、平成28年11月、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」が策定された。

また、農林水産業・地域の活力創造プラン(平成 28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に、 農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化し た「日本版 SOPEXA の創設」が盛り込まれたことを踏まえ、平成 29 年 4 月、「日本食品海外プロモーションセンター」(略称: JF00D0)を創設した。平成 29 年 12 月には第一次ターゲットを 5 品目 7 テーマとしたプロモーション戦略を決定し、平成 30 年 1 月から順次プロモーションを実施した。

さらに、平成30年8月に輸出に意欲ある生産者・ 事業者を支援するため、「GFP(農林水産物・食品輸 出プロジェクト)」を立ち上げ、GFPコミュニティサ イトの開設、輸出診断、ネットワーキングイベント の開催等を実施した。

原発事故に伴い導入された日本産食品等に対する 諸外国・地域の輸入規制については、各国・地域に 対して我が国が実施している安全性確保の措置につ いての情報や科学的データを提供しつつ輸入規制の 緩和・撤廃の働きかけを実施した。

2 輸出促進事業の概要

平成30年度において、具体的に実施した輸出促進 に関する事業は以下のとおりである。

(1) 海外需要創出等支援対策事業

(予算額 3,439 百万円)

ア 戦略的輸出拡大サポート事業

海外における日本産農林水産物・食品の需要創出の取組を更に強化するため、JF00D0による戦略的に取り組む国・地域と品目の組み合わせの絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にしたマーケティング戦略の策定・実行を支援した。

また、JETRO による輸出への総合的な支援としての、国内外の商談会及び海外見本市への出展支援、商談会等に参加する事業者等へのセミナーの開催、輸出に関するアドバイス等の取組を支援した。

イ 品目別等輸出促進対策事業

輸出戦略に基づき実効性のある取組を進めるため、輸出戦略実行委員会の下で検討した品目別取組方針に基づき、品目別輸出団体がオールジャパンで取り組む活動を支援するとともに、具体的な輸出拡大が見込まれる分野・テーマに関する販路開拓等の取組を支援した。

ウ 食文化発信による海外需要創出加速化事業

海外の主要都市における日本食イベントの開催、「日本食普及の親善大使」や海外の著名なシェフによる日本産食材を活用した料理の提供等を通じて、日本食・食文化の魅力を海外に発信する

とともに、海外における日本食・食文化の普及を 担う料理人等の育成の取組等への支援を行った。

平成28年度に制定した、海外日本食レストラン等を日本産食材の輸出促進や日本の食文化普及の拠点として活用していくための「海外における日本産食材サポーター店認定制度」及び「海外における日本料理の調理技能認定制度」については、制度の運用を行う民間団体等への支援を行い、平成30年度末時点で、サポーター店認定は4,112店、調理技能認定は913名となった。

(2) 輸出環境整備推進事業

(予算額 565 百万円)

諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等の緩和・撤廃を図るため、政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析等を行うとともに、日本の農林水産物・食品についての現地視察を行うために外国政府の規制担当行政官を我が国に招へいした。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物や、日本で利用可能な農薬等の使用が米国等で認められるために行うデータ収集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を行った。

(3) 海外農業·貿易投資環境調査分析事業

(予算額 719 百万円)

農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会等の開催、諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させるための取組支援を実施した。

(4) 食によるインバウンド対応推進事業

(予算額 52 百万円)

日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンドにつなげ、さらに日本産食材の評価を高め、輸出増大につなげるといった好循環を構築するため、地域の「食」の魅力を磨き上げ、農山漁村の食・食文化を核として、農林水産業、景観等の地域特有の歴史的なストーリーを「SAVOR JAPAN」という一体的なブランドで海外へ発信する取組に対し支援を行った。

また、訪日外国人による農林水産物・食品のお土産購入状況等の詳細を把握し、調査結果を公表し、 関係者に周知した。

(5) 日本発食品安全管理規格策定推進事業

(予算額 91 百万円)

日本発食品安全管理規格とその規格を解説するガイドライン等の策定支援を行った。

また、この規格・認証スキーム等が国際的に通用

するものとなるよう支援を行い、平成30年10月に 国際承認を取得した。さらに規格の普及を加速させ るため、研修会、シンポジウム、認証のモデル的実施 等の支援を行った。

(6) 新たな種類の JAS 規格調査委託事業

(予算額 41 百万円)

我が国の産品・事業者の強みをアピールできる JAS 規格・認証の制定・活用と国際化に向け、国際的 な規格・認証の動向調査、JAS素案の作成、国際的に 通用する専門家の育成等を行った。

(7) 地理的表示保護制度活用総合推進事業

(予算額 172 百万円)

地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等の特性が生産地と結びついている農林水産物・食品の名称を知的財産として保護する地理的表示(GI)保護制度の活用を進めるため、GI 登録申請に対する支援を行うとともに、日本の GI 産品等の保護のため、海外における不正使用の監視等を行った。

あわせて、海外での販売促進に役立てるため、日本の GI 登録産品の情報を英語等多言語で情報発信を行った。

(8) 植物品種等海外流出防止総合対策事業

(予算額95百万円)

我が国で育成された優良な植物新品種が海外に流出し、我が国の農産物の輸出に支障を来すことがないよう、海外における植物品種登録を促進するため、出願支援体制の整備、出願経費の支援等を行った。

(9) グローバル産地づくり緊急対策

(予算額959百万円)

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)登録者に対する輸出診断やネットワーキングイベントの開催に係る支援等を行った。

(10) 海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の 強化

(予算額 5,669 百万円)

TPP・EU等の国・地域における JF00D0(日本食品海外プロモーションセンター)によるプロモーション、 JETRO による海外見本市への出展支援等や早期の成果が見込める分野・テーマ別の販売促進活動の強化とともに、コメ・コメ加工品の海外市場開拓、外食産業等と連携した需要拡大対策等を支援した。

(11) 輸出環境の整備

諸外国における輸入規制の緩和・撤廃に向けた政府間交渉等のための情報収集分析の強化、EU等向け輸出環境整備の加速化、日本産の強みや適正な管理

のアピールにつながる規格・認証、知的財産の戦略 的活用の推進に向けた取組を支援した。

第4節 知的財産戦略

近年、農林水産業・食料産業のグローバル化の進展や農業従事者の減少・高齢化等に伴い、巧妙化する模倣品・海賊版や技術流出への対応、熟練農業者が有する技術やノウハウの次世代への継承が求められるようになっている。また、平成27年6月から運用を開始した地理的表示(GI)保護制度をはじめとする知的財産権を活用した収益の拡大など、知的財産が新たな課題として顕在化してきた。

これらの状況の変化や農林水産業・食品産業への注目・関心が高くなってきている状況を踏まえ、地域の活性化や産業競争力の強化を図る上で、農林水産・食品分野における知的財産の保護・活用が一層重要になっていることから、平成27年5月に策定した「農林水産省知的財産戦略2020」に基づき、各般の施策を推進した。

1 地理的表示(GI)の保護・活用

(1) 地理的表示法について

地域で育まれた伝統を有し、品質等の特性が産地と結び付いている産品の名称を地域共有の知的財産として保護する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」が平成27年6月に施行され、平成31年3月末までに36道府県の75産品、1ヶ国の1産品、計76産品が登録されている。

日 EU・EPA 協定に基づく、より高いレベルでの地理的表示(GI)保護を適確に実施するため、平成30年11月30日に地理的表示法を改正(先使用期間の制限・規制対象の拡大等)、平成31年2月1日に施行。また同時に日 EU・EPA 協定が発効し、日本側GI48産品、EU側GI71産品の相互保護を開始した。

(2) GI 保護制度の活用・推進について

昨年に引き続き、登録申請相談窓口(GI サポートデスク)を設置し、GI 保護制度の活用を促すほか、農林漁業者・食品産業事業者のGIに係る意識向上を図るため、全国各地において説明会を開催し、情報提供を行った。

また、海外での保護及び販売促進に役立てるため、 日本の GI 登録産品の情報を、多言語で国内外の流通 関係者や消費者等にわかりやすく発信するためのホ ームページを開設した。 さらに、GI を活用した地域ブランド産品の知名度を向上させるため、産地間同士のネットワークの構築、GI 産品等の展示・商談会の開催による国内外への情報発信やビジネスマッチングの場の提供等を行った。

あわせて、GI 保護制度の適切な運用を図るため、登録生産者団体及び不正表示にかかる疑義事業者等に対し立入検査を実施し、不適正な管理及び表示に対し指導を行った。

(3) 地理的表示登録標章(GI マーク)の海外商標登録

登録された GI と併せて貼付することで、真正な GI 産品であることを証する GI マークについては、 海外での模倣使用を防止するため、農林水産物等の 主要な輸出先 20 ヵ国・地域において、平成 26 年度 に商標登録出願を行っている。これまで、台湾、大韓民国、カンボジア王国、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国(商標として登記)、ラオス人民民主共和国、欧州連合(EU)、オーストラリア連邦、ニュージーランド、マレーシア及びインドの 11 ヶ国・地域において商標登録が完了した。

(4) 海外における我が国 GI 等の侵害対策

平成 21 年度に設立された「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における我が国 GI 及び GI マークに関する不正使用調査、第三者による商標出願等の監視を行い、対応策の検討を行った。あわせて海外における知的財産保護の意識を高めることを目的に、地方セミナー開催、侵害事案に対する相談対応等を行った。

2 種苗の保護・流通対策

(1) 品種登録制度について

ア 品種登録

種苗法に基づく品種登録について、平成30年度の出願件数は841件、登録件数は652件であり、 平成30年度末の有効登録件数は8,135件となった。

イ 種類別審査基準の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の 区別性等を判断する基準として農林水産植物の種 類ごとの審査基準の作成並びに新たな形質の追加 による一部改正を行っている。平成30年度は、草 花類6種類、観賞樹6種類、工芸作物1種類、飼 料作物1種類について新規作成し、草花類1種類、 観賞樹1種類について一部改正を行った。

植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟が定める審査基準に準拠して逐

次改正(平成 30 年度は3種類)することにより審査基準の国際調和を図った。

ウ 登録品種の自家増殖が及ぶ植物の追加

農家が行う自家増殖に育成者権者の許諾を必要とする植物として 31 種類を省令改正により追加し、当該植物の総数は 387 種類となった。

エ 審査の国際協力と着実な推進

海外審査当局との審査データの相互利用を積極的に推進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する覚書を締結(のべ 15 ヶ国)し、38 件の品種登録審査結果を提供した。

(2) 育成者権の保護・強化

ア 育成者権の侵害対策

育成者権侵害対策の強化のため、(国研) 農研機構種苗管理センターに品種保護 Gメンを 20 人配置し、育成者権の保護・活用に関する相談対応及び情報収集を行うとともに、DNA 分析を用いた品種識別技術のマニュアル化及び妥当性の支援を行った。

イ 海外における育成者権取得の推進

我が国で育成された優良品種が海外に流出することで、海外市場での日本品種のブランド価値の低下や、輸出に影響を及ぼすことが懸念されることから、海外で日本の品種を保護するため、海外への品種登録出願マニュアルの作成や出願(育成者権取得)に対する支援を行った。

ウ 東アジア植物品種保護フォーラム

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の連携による植物品種保護制度の整備を進めるため、 平成 20 年に日本のイニシアチブにより設立した ASEAN+日中韓の13 ヵ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」の第11回年次会合を平成30年8月にフィリピンで開催し、すべての参加国のUPOV条約(植物新品種保護に関する国際条約)加盟達成等を共通方針とする「10年戦略」を採択した。

また、フォーラム参加国からの要望等を踏まえ、 専門家の派遣や受入研修等の各国の制度運営能力 向上や意識啓発に向けた様々な協力活動を実施し た。

(3) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取り扱う種苗業者 の届出件数は、平成30年度では188件(新規101 件、変更81件、廃止6件)であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(国研) 農研機構種苗管理センターにおいて、 平成29年度では種苗の表示に関する検査、集取 試料の検査、依頼種子の検査を以下のとおり実 施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査 15,248 点、集取試料の検査 3,055 点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査 175 点、種子検査 2,772 点、病害検査 225 点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について 国際種子検査協会が定める国際種子検査規 程に準拠し、種子検査と農作物種子検査報告

書の発行 1,227 件、国際種子検査証明書の発 行 622 件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的 管理に関する要領に基づき、種子の事後検定 33点

イ 種子の生産履歴に関する依頼証明等

東日本大震災に伴う輸出用種苗の風評被害に対応するため、(国研)農研機構種苗管理センターにおいて、種苗及びその栽培ほ場の土壌の放射性物質検査に係る証明書を11点発行した。

3 農林水産分野における知的財産の保 護・活用

(1) 農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出

農山漁村の資源を活用し、新たな産業につながる 可能性のある技術について、採算性や実用化に向け た技術課題の検討等の事業化可能性調査を支援した。

(2) 農業分野における ICT 規格の標準化

農業分野の ICT 規格の標準化を図るため、農業分野の ICT 関連のシステム(センサー、コントローラ、 農業機械等)の接続性及び互換性を検証した。

(3) 知的財産相談体制の整備・充実

特許庁と連携し、(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT)が各都道府県に設置している「知財総合支援窓口」において、引き続き農林水産物に関する知的財産についての相談に対応できるようにするとともに、弁護士・弁理士等の知的財産関係者に対し、GI制度や品種登録制度の概要及び手続き等に関する研

修を全国各地で実施した。

(4) 生産技術等の知的財産の価値等の普及啓発

農業現場におけるノウハウ等の知的財産の管理の 実態を踏まえ、農業分野の生産技術やノウハウ等の 知的財産としての価値や重要性を農業者や農業関係 者に広く普及・啓発するためのパンフレットを説明 会等で配付した。

(5) 農業分野におけるデータ契約ガイドライン の策定

ICT 等を活用した農業において取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項のひな形等を含む「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」を平成30年12月に策定した。

第5節 資源・環境対策の推進

1 バイオマス活用の推進

(1) バイオマス活用推進基本計画

バイオマスの活用については、「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)等に基づき、関係省庁が連携して取組を推進してきたところであるが、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、自立・分散型エネルギー供給体制の強化の重要性が増すなど、バイオマスの活用をとりまく状況が大きく変化してきたこと等を踏まえ、平成28年9月に「バイオマス活用推進基本計画」を見直し、閣議決定した。

新たなバイオマス活用推進基本計画では、地域が 主体となった事業を創出し、農林業の振興や地域へ の利益還元による活性化につなげていく施策等を推 進することを基本方針としている。

また、平成24年9月に関係7府省が共同で取りまとめた「バイオマス事業化戦略」では、バイオマス利活用技術の到達レベル、技術的な課題等を評価した「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」を位置付け、産学官共通の技術評価のプラットホームとして活用するとともに、技術開発の進展状況等に対応することとしている。本ロードマップは、平成29年4月に改定を行った。

(2) 地域におけるバイオマス活用の推進

「バイオマス活用推進基本計画」では、2025年までに全ての都道府県及び600市町村においてバイオマス活用推進基本計画を策定することを目標としており、平成30年度末時点で19道府県、383市町村(バイオマス産業都市構想等の類似施策を含む。)で計画

が策定済である。

また、「バイオマス事業化戦略」において、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を推進することとしており、平成30年度までに83市町村が選定され、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化を推進しているところである。

(3) バイオマス利活用への支援

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計及び施設整備に対する 取組の支援を行った。

(予算額 食料産業・6次産業化交付金

1,320 百万円の内数)

(4) 国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産については、バイオ燃料の 原材料生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造 事業者との連携が図られていないこと、原材料の供 給が不安定であること、原材料の生産から輸送、バ イオ燃料の生産までの各行程のコストが高いこと、 原材料の生産及びバイオ燃料の製造のそれぞれに係 る研究開発が途上であることが課題となっている。 このような課題を解決し、バイオ燃料の生産拡大を 推進するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料 の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成 20年法律第45号)では、バイオマスの生産者である 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組 に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の 製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定 することとしており、認定計画に従って新設された バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を 3年間1/2に軽減する税制の特例措置が講じられて

本法に基づく認定計画は、平成 30 年度末時点で 24 件となっている。

2 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス 等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促 進することは、地域の活性化につながる取組として 重要である。 再生可能エネルギーの導入促進に向けて、平成26年5月1日「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)が施行された。この法律により協議会を活用しながら、市町村が主導して農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組の促進を図った。平成30年度末において、同法に基づく基本計画を作成済みの市町村が61件、作成中が14件となっている。また、同法の趣旨に沿った取組を現に行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模は297億円となっている。

(2) 営農型太陽光発電の促進

営農型太陽光発電は、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組である。取組を通じて、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる。また、荒廃農地が増加する中で、営農型発電設備を活用した荒廃農地の再生も期待される。

営農型太陽光発電の取組は、農地法に基づく農地の一時転用の許可が必要であり、営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえ、平成25年3月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知を発出した。その後、取組の進展を踏まえ、平成30年5月に、営農型太陽光発電の設備設置に係る一時転用期間の延長や優良事例の周知等の促進策を公表した。さらに平成31年2月に取組事例や取組フロー等を掲載した取組支援ガイドブックを公表した。

なお、平成29年度の営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績(累計)は、1,905件、481.8ha(営農面積)である。

(3) 地域資源活用展開支援事業

(予算額 56 百万円)

市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環 資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す 取組について、事業計画策定のサポートや関連事業 者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及 活動を支援した。

(4) 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型 構想支援事業

(予算額 39 百万円)

農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バ

ランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等への支援を行った。

第6節 食品産業等農林水産関 係企業対策

1 中 小 企 業

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号) に基づく事業協同組合及び協同組合連合会で農林 産省が所管するものは、平成31年3月末現在で総 数135組合(うち連合会は46)となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成31年3月末現在で14組合(うち全国を区域とする商工組合は6組合、連合会は8)となっている。

(2) 中小企業等の経営強化

中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に 基づき、平成 30 年度で経営力向上計画を 3,988 件認 定し、低利の融資措置及び税制措置を実施するとと もに、異分野連携新事業分野開拓計画を 2 件認定し、 低利の融資措置等を実施した。

(3) 中小企業金融対策

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項におけるセーフティネット保証(第5号:業況の悪化している業種)については、平成30年度の第1四半期で179業種、第2四半期で193業種、第3四半期で167業種、第4四半期で207業種が指定された。

(4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第65号)に基づき、特定農産加工業種として、平成31年4月1日、パスタ製造業、菓子製造業及び砂糖製造業を追加指定した(※1)。また、特定農産加工業種と関連性の高い業種として関連業種が指定されている(※2)。

これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対処して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を実施した。

(※1)特定農産加工業種として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアッ

プル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、 麦加工品製造業、砂糖製造業、菓子製造業、 乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉 調製品製造業の14業種。

(※2)関連業種として、果実加工食品製造業、こ んにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造 業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、 みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、 パン製造業、せんべい製造業、冷凍冷蔵食 品製造業及び食肉調製品製造業の12業種。

(5) 農商工連携

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」(平成20年法律第38号)に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組に必要な長期・低利の融資等の措置を引き続き実施した。

また、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携 計画を27件認定した。

(6) 下請等中小企業の取引条件改善

中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を 作る観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、 取引条件改善に必要な検討を行うため、「下請等中 小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会 議」において、関係府省が連携して取組を実施した。

また、平成30年12月に、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」において、働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善等が盛り込まれたことを受け、平成31年3月末に、豆腐・油揚製造業及び牛乳・乳製品製造業向けの「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」を改定し、公表した。

2 一般企業

対内直接投資

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づく対内直接投資等については、原則自由化されているが、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるもの等については、事前届出を義務付けている。

農林水産省所管の事前届出業種は「農林水産業」であり、同業種を含むものとして、平成 30 年度は94件の事前届出が行われた。

3 食品產業

(1) 食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を踏まえ、平成27年度における国全体の食品ロス発生量の推計値(約646万t)を公表した。

また、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の 発生量及び再生利用等の状況について、食品廃棄物 等多量発生事業者に定期報告の提出が義務づけられ ていることから、その普及啓発を図るとともに、平 成 28 年度実績の取りまとめ結果について公表を行 った。

さらに、食品関連事業者に対して、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等の実施状況について点検指導を実施したほか、食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者による再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)について、4件の認定を行った。(計50件)

食品製造、食品卸売、食品小売分野の事業者が連携した食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等を推進するとともに、フードバンク活動について、設立初期のフードバンク活動団体の人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等を支援した。また、スポーツイベントにおける食品ロス削減手法の調査を行った。

さらに、食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定に向けて、平成30年10月から平成31年2月までに「食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会」を5回開催した。本小委員会では、現行の食品リサイクル制度を点検し、今後の方向を検討したほか、持続可能な開発目標(SDGs)に対応した事業系食品ロスの削減目標について議論をした。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)については、平成25年9月から容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等が行われ、平成28年5月に報告書が取りまとめられた。農林水産省では、報告書の課題へ対応するため、制度の未履行者(いわゆる「ただ乗り事業者」に対し、再商品化義務の履行勧告に従わなかったとする「公表」を実施した。

また、再商品化義務の履行については、食品関連 事業者に対して、法制度の普及・啓発のための点検 指導や容器包装多量利用事業者の定期報告、容器包 装自主回収認定事業者の認定に係る回収の実施状況 報告に対する指導を行った。

また、プラスチック資源循環対策として、有識者 懇談会を開催しつつ、農林水産・食品関連企業団体 等による自主的取組を推進するため、「プラスチッ ク資源循環アクション宣言」を募集し、ホームペー ジ等を通じ広く発信した。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)」における特定事業者等に対してエネルギーの使用の状況等に係る平成29年度実績の定期報告書に関する指導や、事業者クラス分け評価制度に基づく現地調査を実施した。

地球温暖化対策は、「地球温暖化対策計画」において産業界における対策の中心的役割と位置づけられた低炭素社会実行計画について、農林水産省所管各団体が策定した計画目標に対する平成 29 年度の達成状況等のフォローアップを実施した。

また、食品産業における地球温暖化防止・省エネルギーへの自主的な取組を促進するためのセミナー、優良者表彰等への支援を行った。

(2) 食品製造過程管理高度化対策(HACCPの普及)

国産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、以下のとおり、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP 等の国際標準の導入促進に係る取組を支援した。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置 法(平成 10 年法律第 59 号)に基づき、HACCP を導入 し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対し て金融上の特例措置を講じた。

平成30年度は、高度化計画を認定する指定認定機関25機関から、60事業者がHACCPに取り組む高度化計画の認定を、6事業者がHACCP導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる高度化基盤整備計画の認定を受け、施設整備を行った。

<指定認定機関>

(一社)日本食肉加工協会(食肉製品)

(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会(容器包装 詰常温流通食品)

(公社)日本炊飯協会(炊飯製品)

(一社)大日本水産会(水産加工品)

(公財)日本乳業技術協会(乳及び乳製品)

全国味噌工業協同組合連合会(味噌)

全国醬油工業協同組合連合会(醬油製品)

(一社)日本冷凍食品協会(冷凍食品)

(公社)日本給食サービス協会(集団給食用食品)

(一社)日本惣菜協会(惣菜)

(一社)日本弁当サービス協会(弁当)

(公財)日本食品油脂検査協会(食用加工油脂)

(一財)日本食品分析センター(ドレッシング類)

(一社)全国清涼飲料連合会(清涼飲料水)

(一財)全国調味料・野菜飲料検査協会(食酢製品)

(一社)日本ソース工業会(ウスターソース類)

全国菓子工業組合連合会(菓子製品)

全国乾麺協同組合連合会(乾めん類)

全日本漬物協同組合連合会(農産物漬物)

全国製麺協同組合連合会(生めん類)

(公社)日本べんとう振興協会(大量調理型主食的調理食品)

(公財)日本食肉生産技術開発センター(食肉)

(一社)日本パン技術研究所(パン)

(一社)日本精米工業会(精米)

(一社) 日本卵業協会(卵製品)

また、食品の品質管理体制強化対策事業を実施した。その内容として、食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理の制度化に対応するため、食品等事業者の品質管理担当者等の人材育成のための研修会やHACCP 指導者養成研修会の実施、業界団体によるHACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書の作成等への支援を行った。

(3) 食品企業信頼確保対策

食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、平成20年3月策定した、食品業界が取り組むための「道しるべ」である「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き~5つの基本原則~」について、食品の品質管理体制強化対策事業によるセミナーを通じて広く食品関連事業者等に対し周知を図った。

また、フードチェーン全体での消費者の「食」への信頼確保を目的として、平成20年6月に食品関連事業者等の参加により立ち上がったフード・コミュニケーション・プロジェクト(FCP)の活動について、FCPツールの活用について考える研究会、次世代を担う若手社員を対象に食の安全・安心の観点から企業行動を考える勉強会、地域における研修会等の活動を実施した。

FCP 情報共有ネットワークには平成31年3月末現在で1,991社・団体が参画している。

(4) 日本発食品安全管理規格推進

食品製造・流通のグローバル化が進展する中で、 民間の取引条件として、HACCP 等を含む食品安全管 理や消費者の信頼確保に関する規格による認証が求 められている。こうした中、我が国食品関係企業が グローバル市場に積極的にアクセスできるよう、国際的に通用し、日本の企業に使いやすい日本発の食品安全管理規格・認証の仕組みとして JFS が創設された。その後、JFS の国際化、普及等を推進しており、平成29年9月に JFSM から GFSI に対して JFS-C (製造セクター: EV)の承認申請を行い、平成30年10月に承認を取得した。

(5) JAS に関する取組

平成 29 年6月に農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)が改正され、JASの対象が生産方法、取扱方法、試験方法などにも拡大し、事業者・産地からの申出に基づき、国が検討を加えて JAS の制定・改正を行うなど、我が国の優位性発揮や市場の拡大・創造につながる規格・認証の戦略的な制定・活用に向けた枠組が整備された。

こうした中、平成30年度は、「有機料理を提供する飲食店等の管理方法」等8規格の制定とジャム類等23規格の改正・確認を行った。

(6) 事業再構築の円滑化

平成26年1月に施行された産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、大臣の認定を受けた事業者が生産性の向上に資する事業再編を円滑化するのに必要な税制措置を実施するとともに、事業再編計画1件を認定した。

(7) 食品産業イノベーション推進事業

(予算額 107 百万円)

食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上を推進するため、平成30年度に創設した食品産業イノベーション推進事業により、ロボット、AI、IoT等先端技術の活用実証及び専門家の工場診断や改善指導による業務の最適化、人材育成を図る取組に対し支援を行った。また、食品事業者の生産性向上に対する意識改革やシステムインテグレーターとの接点づくりの促進を目的とした研修会の開催及びロボット、AI、IoT等の新たな技術の活用等により生産性向上を図る取組などの先進・優良事例の収集・提供等に対する支援を行った。

第7節 食品・外食産業行政

1 食品製造業

(1) 調味料

アみそ

平成 30 年のみその生産量は、47 万8千 t であり、前年に比べ 0.8%減となった。

また、平成30年のみその輸出量は、1万7千tであり、前年に比べ6.2%増となった。金額は、35億円であり、前年に比べ5.5%増となった。主な輸出先は、米国、韓国、中国等であった。

イ しょうゆ

平成30年のしょうゆの生産量は、76万klであり、前年に比べ1.5%減となった。

また、平成30年のしょうゆの輸出量は、3万6 千klであり、前年に比べ5.9%増となった。金額は、77億円であり、前年に比べ8.0%増となった。 主な輸出先は、米国、中国、英国等であった。

ウ食酢

平成 29 年度の食酢類の生産量は 43 万 5 千 k1 であり、前年度に比べ 0.1%減となった。このうち醸造酢は 43 万 4 千 k1 で全体の 99.8%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世 帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成30年は 2.21(前年比11.6%増)となっている。

エ ウスターソース類

総務省家計調査によると、ウスターソース類の 1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成30 年は1.51(前年比0.8%増)となっている。

オ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ) 平成 30 年のドレッシング類の生産量は、41 万 1千 t で前年比 1.3%減となった。このうちマヨネーズは、22 万 1 千 t (前年比 0.9%減)となって

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成30年は2.5 kg(前年比1.9%増)となっている。

カ カレー及びからし粉

レトルトカレーの平成 30 年度の生産量は 16 万 2 千 t であり、前年度に比べ 3.5%増となった。

なお、総務省家計調査によると、カレールゥの 1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成30 年は1.4kg(前年比1.6%増)となっている。

また、平成28年度のからし粉の生産量は、1万2千tでほぼ前年度並みとなっている。

キ グルタミン酸ソーダ

平成30年のグルタミン酸ソーダの生産量は、2万tで前年比9.5%増となった。

(2) 清涼飲料

ア 需要動向

平成 30 年における清涼飲料の生産動向について、各種飲料の総生産量は前年比 105.2%の

22,746 千 kl、販売総金額は同102.6%の4兆503 億円とそれぞれ前年をやや上回った。

平成30年は、猛暑の影響により過去最高の生産 量を記録した前年を上回り、4年連続で記録を更 新した。

イ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表1 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

(単位: 千 kl)

28年 29年 30年 30/29 緑茶飲料 2,793 2,875 2,961 103.0% 炭酸飲料 3,806 3,843 3,999 104.1% 果実飲料等 1,816 1,684 1,696 100.7% ミネラルウォーター類 3,176 3,255 3,658 112.4%

(3) コーヒー

我が国のコーヒー供給の大半を占めるコーヒー生豆の輸入先国は 40 ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、ベトナム、コロンビアである。

コーヒー生豆の平成 30 年の輸入量は、前年比 98.7 %の 40 万 1,144 t となった。このうち、約8割がレギュラーコーヒー向け、約2割がインスタントコーヒー向けと推計される。

表2 コーヒー供給量(輸入量)の推移

(単位: t)

28年29年30年30/29生豆435,140 406,329 401,14498.7%いったコーヒー6,799 7,743 7,14192.2%インスタントコーヒー11,267 12,148 10,709 88.2%コーヒーエキス9,239 12,980 16,614 128.0%

(4) 菓子類

ア 需給動向

平成30年における菓子類の国内生産量は、飴菓子(前年比0.4%増)やチョコレート(前年比0.8%増)等が増加した一方で、チューインガム(前年比3.4%減)等が減少し、全体としては199万9,946

tと、前年比100.5%となった。

また、生産額についても2兆4,985億円と、前年比99.9%となった。

一方、平成30年における菓子類の輸入量は、8万1,664t(前年比3.6%増)となり、輸入額は約607億円(同3.4%増)となった。品目別では、チョコレート菓子、ビスケット類、キャンデー類の3品目で菓子類の輸入額の約8割を占めている。

また、平成 30 年における菓子類の輸出量は、2 万 3,169 t (前年比 7.8%増)となり、輸出額は約 305 億円(同 9.6%増)となった。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については食品貸付制度の対象業種に指定(昭和43年度以降)されている。

(5) めん類

(生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパ ゲッティ類)

平成30年のめん類の生産量は147万3千t(小麦粉換算)で、前年より約2万8千t増で前年比1.9%増となっている。

種類別にみると、生めん類は 71 万 2 千 t で前年比 3.1%増、乾めん類は 18 万 8 千 t で前年比 0.8%増、即席めん類は 42 万 t で前年比 1.0%増、マカロニ・スパゲッティ類は 15 万 3 千 t で前年比 0.6%増である。

また、平成30年のめん類の輸出量は2万5千tで前年比4.5%増、金額は108億9千4百万円で前年比5.2%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は1万4千tで金額42億6千7百万円、即席めん類は9千9百tで金額62億5千8百万円、マカロニ・スパゲッティ類は9百tで金額2億8千3百万円である。

一方、めん類の輸入量は14万8千tで前年比6.0 %減、金額は201億9千8百万円で前年比5.5%減 となっている。

これを種類別にみると、乾めん類は 97 t で前年比 64.4%減、即席めん類は 9 千 6 百 t で前年比 25.7% 増、マカロニ・スパゲッティ類は 13 万 8 千 t で前年比 7.5%減である。

(6) パン類

平成30年のパン類の生産量は122万1千t(小麦 粉換算)で前年比2.7%減となっている。

種類別にみると、食パンは58万5千 t で前年比2.9 %減、菓子パンは40万1千 t で前年比2.1%減、そ の他パンは 21 万 1 千 t で前年比 3.3%減、学給パンは 2 万 4 千 t で前年比 2.1%減である。

また、平成30年のパン類の輸入量は5千5百tで 前年比2.4%増、金額は20億2千8百万円で前年比6.5%増となっており、主要輸入先はフランス、米国、ベトナム等であった。

(7) あん類

平成 30 年のあん類の推定生産量は、22 万1千 t であり、前年比 1.3%増となった。

(8) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

平成30年の豆腐・油揚の推定大豆使用量は、47万t、豆腐・油揚の生産量に換算すると138万7千tであり、前年比2.2%増となった。

イ 納豆

平成 30 年の納豆の推定大豆使用量は、14 万 8 千 t、納豆の生産量に換算すると 26 万 6 千 t であ り、前年比 3.5%増となった。

ウ 凍豆腐

平成30年の凍豆腐の推定大豆使用量は、1万8 千t、凍豆腐の生産量に換算すると8千tとなり、 前年比3.1%増となった。

エ 植物性たん白

平成30年の植物性たん白の国内生産量は、4万5千tであり、前年比0.8%減となった。また、原料別の生産比率は、大豆系85.3%、小麦系14.7%であった。

才 豆乳

平成 30 年の豆乳の大豆使用量は、5 万 8 千 t 、豆乳の生産量は、36 万 k1 であり、前年比 6.9%増 となった。

(9) 油脂

ア 世界の植物油事情

現在、世界中で生産されている植物油のうち、大豆油、パーム油、菜種油が全体の約8割を占めている。2018/2019年(2018年10月~2019年9月)において、これら主要植物油の世界総生産量は、対前年比2.2%増の2億66万tとなった。

品目別には、大豆油は対前年比 0.3%増の 5,631 万 t、パーム油は対前年比 4.9%増の 7,545 万 t、菜種油は対前年比 1.1%減の 2,531 万 t。

植物油の世界総消費量については、対前年比 4.2%増の2億64万tとなった。

イ 国内の油脂事情

(ア) 植物油の原料処理量

植物油を生産するために使用する全原料処理

量は、対前年比 1.9%減の 539 万 t。国産原料は、米ぬかが最も多く 33 万 t。

輸入原料は、大豆が最も多く 239 万 t。次い で、菜種 235 万 t の順となっている。

(イ) 植物油の国内生産

植物油の総生産量は、対前年比 2.1%減の 170 万 t。

品目別にみると、菜種油が最も多く $103~\mathrm{D}$ t、次いで大豆油 $47~\mathrm{D}$ t、とうもろこし油 $8~\mathrm{D}$ t の順となっている。

(ウ) 油かすの国内生産

油かすの総生産量は、対前年比 1.6%増の 352 万 t。

品目別にみると、大豆粕が最も多く 181 万 t、 次いで、菜種粕 129 万 t、米ぬか粕 26 万 t となっている。

(エ) 食用加工油脂の生産

食用加工油脂の生産量は、対前年比 2.4%減の 69万 t。

食品加工油脂全体におけるマーガリン・ショートニングの割合は、約6割となっている。

表3 食用加工油脂の生産(平成30年)

(単位: 千 t)

	(1 = 1 - 7	
	生産量	対前年比(%)
マーガリン	166	98. 8
ファットスプレット	53	93. 2
ショートニング	229	97. 1
精製ラード	24	99.8
食用精製加工油脂	39	98. 0
その他加工油脂	180	98. 2

(10) 新食品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材(食品新素材)を用いて製造又は加工され高付加価値化された飲食料品をいう。食品新素材とは、食品の物性を始めとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材(糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等)をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、 消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野と して定着している。

2 外食産業

(1) 外食産業の産業規模

国内の外食産業の規模は28.9兆円と推計(平成29年農業・食料関連産業の経済計算)され、国民に食料を供給する役割を果たしている。また、事業所数は647千か所(平成28年経済センサス)、従業員数は468万人(平成28年経済センサス)であり、国内の産業及び雇用において貢献している。

(2) 外食産業における国産食材の利用推進に向 けた支援

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供や外食産業と農業者等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との産地交流会等の開催に対し支援した。

第8節 食品流通対策

1 概要

卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)に基づいて策定された卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の機能強化に向けた取組を行った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づき、平成26年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針(第5次)に即して、各種の構造改善対策を行った。

食品流通の多様化に対応して生産者の所得向上と 消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場 に関し、その実態に応じて創意工夫を活かした取組 を促進するとともに、食品流通全体に関し、物流コ ストの削減や品質・衛生管理の強化などの流通の合 理化と、その取引の適正化を図ることが必要である ことから、平成30年3月に卸売市場法及び食品流通 構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法 律第62号)を第196回通常国会において提出した(平 成30年6月22日公布)。同法により改正された食品 等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 (平成3年法律第59号)は平成30年10月22日に施 行された。(卸売市場法(昭和46年法律第35号)の一 部改正は令和2年6月21日施行)

2 中央卸売市場

(1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(第1次:昭和46~55年度、第2次:51~60年度、第3次:56~平成2年度、第4次:61~平成7年度、第5次:平成3~12年度、第6次:8~17年度、第7次:13~22年度、第8次:16(方針)・17(計画)~22年度、第9次:22(方針)・23(計画)~27年度、第10次:27(方針)・28(計画)~32年度)に基づいて整備統合が進められており、平成29年度末には40都市64市場(青果・水産市場24市場、青果・水産・花き市場7市場、青果・花き市場6市場、青果市場13市場、水産市場4市場、食肉市場10市場、花き市場1市場)となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、平成30年度末で青果部68、水産物部55、食肉部10、花き部18、その他8で計159である。

また、中央卸売市場の平成30年度の取扱金額は青果1兆8,829億円(前年度比95%)、水産物1兆4,504億円(同96%)、食肉2,821億円(同103%)、花き1,149億円(同99%)、その他178億円(同105%)となっている

(2) 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整 備計画

ア 卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、 おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているも のであり、卸売市場が最近の情勢に的確に対応し、 その機能を十全に発揮していく観点から見直し、 平成28年1月に平成32年度を目標年度とする第 10次卸売市場整備基本方針を策定・公表した。

第10次卸売市場整備基本方針においては、今後 の卸売市場について、

- (ア) 卸売市場における経営戦略の確立
- (4) 立地・機能に応じた市場間における役割分担 と連携強化
- (ウ) 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様 化するニーズへの的確な対応
- (エ) 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の 流通・販売に関する新たな取組の推進

- (オ) 公正かつ効率的な売買取引の確保
- (カ) 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- (キ) 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応を基本に、その整備及び運営を行うこととしている。

イ 中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、 おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているも のである。

第10次卸売市場整備基本方針の策定を受け、平成28年4月に平成32年度を目標年度とする第10次中央卸売市場整備計画を策定・公表した。

第10次中央卸売市場整備計画においては、開設者から提出された市場ごとの施設整備の計画等を踏まえ、市場再編、施設改善に係る卸売市場名等について記載している。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額(4/10以内、1/3以内)

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、上記の施設内容に準ずる施設、共同集出荷施設

平成 30 年度に交付金を活用して整備した中央 卸売市場は、12 市場であり、交付金額は 16,756 百万円の内数である。

このほか、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点 として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場 の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体と なって生鮮食料品流通のネットワークを形成してい る。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面

積が卸売市場法施行令で定める規模(青果市場 330 ㎡、水産市場 200 ㎡(産地市場は 330 ㎡)、食肉市場 150 ㎡、花き市場 200 ㎡)以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要する。

平成 29 年度末には総合市場 145 市場、青果市場 335 市場、水産市場 435 市場(うち産地市場 313 市場)、食肉市場 21 市場、花き市場 101 市場の計 1,037 市場となっている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針 等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整 備計画に位置付けられている地域拠点市場が経営展 望に即して計画的に実施する施設の整備に対して助 成を行っている。

ア 交付率

定額(1/3 以内)

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、上記の施設内容に準ずる施設、共同集出荷施設

このほか、卸売市場の開設者(地方公共団体以外のもの)、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

4 食品等の流通の合理化対策

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する 法律(平成3年法律第59号)は、農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしている食品等の 流通について、合理化と取引の適正化を図るための 様々な措置を講ずることにより、農林漁業及び食品 流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に つなげることを目的として、食品流通構造改善促進 法を一部改正し、平成30年10月22日に施行された。

(1) 食品等流通合理化計画の認定

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようと する者は、食品等流通合理化計画を作成し、農林水 産大臣の認定を受けることができる。

平成 30 年度における食品等流通合理化計画の認 定(変更認定除く)は25 件であった。なお、食品流通 構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定(変更 認定除く)は 17 件であり、合計で 42 件となってい る。)

(2) 食品等流通合理化計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき食品等流通合理化事業を実施する者に対して、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)からの出資の他、(公財)食品等流通合理化促進機構からの債務保証等の支援策などを講じている。

平成30年度は、(株)日本政策金融公庫(農林水産 事業)から303億円9千4百万円の融資、(株)農林漁 業成長産業化支援機構(A-FIVE)から5億円の出資等 を行った。

5 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成 30 年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資(農産物、砂糖、水産物及び農産物・飼料指数)の出来高は表のとおり 39 万1千枚で前年度に比べて 36.7%減少した。また、売買約定金額は 4,099 億円で前年度に比べて 40.4%減少した。この結果、経済産業省所管物資も含めた総出来高に占める農林水産省所管物資の割合は 1.8%となった。

農林水産省所管物資では、大豆、小豆、とうもろこし、粗糖、米穀、冷凍えび、国際穀物等指数が取引された。

表4 平成30年度出来高及び約定金額

	出来高	約定金額		
取引所	(千枚)	(億円)		
東京商品取引所	157	1, 900		
大阪堂島商品取引所	234	2, 199		
合計(農林水産省所管)	391	4, 099		
合計(経産省所管物資も含む)	21, 308	544, 650		
注:東京商品取引所の数値は農林水産省所管物資の数				
値である。				

(2) 商品取引所の業務規程及び受託契約準則の 変更認可

商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)に基づき、平成 30 年度中に商品取引所に対して行った主な認可は以下のとおり。

・農産物市場における米穀の標準品の追加(秋田 こまち)及び取引方法の変更(ザラバ化)(30.8.

15 堂鳥取)

・ゴム市場における TSR(技術的格付けゴム。自動 車用タイヤ等の原材料に使われる天然ゴムの品 種。)の追加(30.10.5 東商取)

(3) 商品先物取引業者

商品先物取引法に基づく許可を受けた商品先物取引業者は平成31年3月末日現在で45社であり、前年同時期に比べ増減はなかった。

なお、平成30年度中の新規許可が1社、廃業が1 社あった。

(4) 商品先物取引仲介業者

商品先物取引法に基づく登録を受けた商品先物取引件介業者は平成31年3月末日現在で5社であった。 なお、平成30年度中の新規登録が1社、登録抹消 はなかった。

(5) 商品投資顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は平成31年3月末日現在で3社であった。

なお、平成30年度中の新規許可が1社、廃業が1 社あった。

第9節 食育·和食文化

1 食育の推進

第3次食育推進基本計画の目標の達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、食品ロスの削減等の食育活動を実施した都道府県、市町村、民間団体等(139 団体)に対して支援を行った。

食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育 の推進

(予算額 1,678 百万円の内数)

2 和食文化の保護・継承

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の保護・継承を推進するため、保護・継承を任務とする 民間団体である「一般社団法人和食文化国民会議」 とも密接に連携しながら、次の取組を行った。

(1) 「和食」と地域食文化継承推進事業

(予算額 54 百万円)

ア 子供たちに向けた取組

次世代を担う子供たちに行事食や郷土料理等の和食文化を楽しく学習し、実践してもらうため、メディア等とも連携し、栄養教諭等の協力も得ながら、小学校低学年はお絵かき、高学年は和食や郷土料理の発表や実技等で和食王を目指す「全国子ども和食王選手権」について、第3回目を開催した。

イ 子育て世代等に向けた取組

食生活の改善意識が高まりやすい子育て世代や 子育て世代に接点のある栄養士・保育士等に和食 文化への理解を深めてもらうことを目的に、栄養 士・保育士等及び妊婦や母親・父親等を対象に和 食料理人等による和食文化の講義・調理実演等を 実施した。

(2) Let's!和ごはんプロジェクト

ユネスコ無形文化遺産登録5周年を契機に、和食について「手間がかかり面倒」とのイメージを有する忙しい子育て世代をメインターゲットとして、身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらう取組「Let's!和ごはんプロジェクト」を官民協働で立ち上げ、関係する事業者に和ごはんに関する商品やレシピの開発、販売、サービスの提供等の活動を促した。